

京都市個人情報保護審査会答申第27号の概要

答申年月日	平成19年5月2日
請求内容	博士号認定に係る報告書、議事録等関係文書
請求者	本人
所管課	総務局芸術大学
所管課の決定	一部非開示決定及び不存在による非開示決定
所管課の主張	<p>1 「作品・論文に対する評価、所見及び判断」部分は、開示により、審査過程において率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保、適正な意思決定や判断に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。</p> <p>2 研究科委員会の議事録は、開示により、率直な意見交換や中立性を阻害し、学位授与の公平かつ適正な意思決定への障害、今後の研究科委員会での重要事項の質疑の公平、公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。</p> <p>「評価、所見及び判断」部分は、開示により、率直な意見交換や意思決定の中立性を阻害し、学位授与の公平かつ適正な意思決定への障害、今後の研究科委員会での審議や重要事項の質疑の公平かつ公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある。また、美術学部教授会の議事録は、開示により、率直な意見交換や意思決定の中立性を阻害し、適正な意思決定や判断に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。また、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、条例第16条第2号に該当する旨、主張を追加する。</p> <p>「学位の審査方法」部分は、学位授与審査過程の根幹をなす。特定の者への制度改正の審議を含む情報の開示により、審査の中立性や透明性に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。</p> <p>「博士論文等本審査の制度改革」部分は、現在意思形成過程中的の個々の意見までを開示することにより、適正な意思決定や判断に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。</p> <p>「美術研究科委員会が設置した調査委員会Ⅱの報告やセクハラ防止対策委員会の中間報告に対する個々の意見や質問」部分は、現在、委員会で審議中の内容が含まれるため、開示により、当該委員会の意思決定、今後の当該委員会活動に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。</p> <p>3 「美術研究科委員会が設置した調査委員会Ⅱの調査内容や調査結果」部分は、開示により、調査過程において率直な意見の交換、正確な事実の把握が困難となる。また、審議が終了していない委員会の審議結果に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。なお、「特定の個人が明らかになる部分及び審査過程で得た個々の証言や意見」部分は、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、条例第16条第2号に該当する旨、主張を追加する。</p>

	<p>4 「委員会の調査内容や調査結果」、「事情聴取の具体的内容」、「2次予備審査の結果報告」、「意見聴取の具体的内容」、「氏名、所属研究室などを特定できる部分」及び「意見書の具体的な内容」部分は、開示により、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、条例第16条第2号に該当する。また、委員会の調査は要綱等で強制力を付与されていないことや事情聴取が強制になじまないため、非開示を条件に事情聴取したもので、当該条件を付すことが合理的であり、条例第16条第4号に該当する。さらに、「委員会の調査内容や調査結果」、「事情聴取の具体的内容」、「2次予備審査の結果報告」、「意見聴取の具体的内容」及び「意見書の具体的な内容」部分は、委員会で現在も調査・審議中であり、開示により、当該委員会での適正な審査に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第6号に該当する。</p> <p>「委員会の調査内容や調査結果」、「事情聴取の具体的内容」、「2次予備審査の結果報告」、「意見聴取の具体的内容」及び「意見書の具体的な内容」部分は、当該委員会の調査方法から、非開示を条件に聴取した内容を開示することにより、今後の調査の協力が得られなくなるなど著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当する。</p> <p>5 美術研究科拡大博士課程委員会における判定結果は、美術研究科委員会に資料として提出しており、それ以外に議事内容に係る公文書は存在しない。</p>
<p>異議申立人の主張</p>	<p>1 環境型セクハラがあったため、博士審査を提出できなかった。申立てにより指導教員が変更され、博士審査は本審査で合格とされたが、研究科委員会での「盗作」発言により不合格となった。これに対する異議申立てで調査委員会が設置されたが、盗作の真偽はされず、不合格判定が確認されたのみであった。</p> <p>2 不利益を被っているが、その不利益を回復する手段としての情報が必要なのに、隠されている。公正な審査が行われるかどうか不明である。不合格とされた理由が説明されていない。また、盗作の弁明をするための情報が不開示で、弁明するためのノウハウもなく、私の名誉回復ができずに、心身ともに侵害されている。公の場での公人としての発言である。公にできない意見、発言を「率直な意見」として誹謗中傷や名誉毀損の発言がなされている可能性があり、それを隠蔽している。</p>
<p>審査会の判断</p>	<p>実施機関は、本処分では非開示とした部分の一部について、情報提供を行った。審査会は、情報提供を行った部分以外について検討を行う。</p> <p>1 「作品・論文に対する評価、所見及び判断」部分の評価、所見及び判断そのものは、異議申立人の作品・論文に対してなされたものであり、異議申立人個人に対して直接なされたいわゆる人物評価でないことから、条例第16条第7号に該当しないと判断する。</p> <p>2 「評価、所見及び判断」部分のうち、特定の個人が明らかになる記載部分は、教員が職務上行った言動が記載され、当該教員個人のプライバシーを侵害するおそれ</p>

があるとはいえ、条例第16条第2号に該当しないと判断する。

- 3 「評価、所見及び判断」、「学位の審査方法」、「博士論文等本審査の制度改革」、「美術研究科委員会が設置した調査委員会Ⅱの報告や委員会の中間報告に対する個々の意見や質問」部分の実施機関の主張は一般的な危惧を表明するにとどまっております。また、発言者が特定される記載もない部分は、条例第16条第7号該当性の主張としては不十分である。

また、発言者が特定される記載もない部分は、条例第16条第7号に該当しないと判断する。

「学位の審査方法」、「博士論文等本審査の制度改革」及び「美術研究科委員会が設置した調査委員会Ⅱの報告や委員会の中間報告に対する個々の意見や質問」部分は、一般的な記載内容であり、発言者が特定される記載もないことから、条例第16条第7号に該当しないと判断する。

- 4 「特定の個人が明らかになる部分及び審査過程で得た個々の証言や意見」部分は、教員が職務上に行った言動が記載されたものであり、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあるとはいえ、条例第16条第2号に該当しないと判断する。また、抗議文の内容を考慮すると、既に異議申立人が知っていると推測できるものであり、条例第16条第7号に該当しないと判断する。

- 5 「委員会の調査内容や調査結果」、「事情聴取の具体的内容」、「意見聴取の具体的内容」、「氏名、所属研究室などを特定できる部分」、「意見書の具体的な内容」部分は、前後の関係及び抗議文の内容を考慮すると、既に異議申立人が知っていると推測できるものであり、条例第16条第2号に該当しないと判断する。

なお「氏名、所属研究室などを特定できる部分」及び「事情聴取の具体的内容」のうち、「異議申立人からセクハラの手立てと関連しない第三者が特定できる部分」、「異議申立人からセクハラの手立てと関連しない第三者が特定できる部分」部分は、当該個人のプライバシーを侵害するおそれがあり、条例第16条第2号に該当すると判断する。

「委員会の事情聴取の具体的内容」部分のうち、「異議申立人からセクハラの手立てと関連しない第三者が特定できる部分」以外の記載部分は、少なくとも本件に限っては、セクハラの実態解明のための説明責任の負担が課せられると考えるべきであって、非開示の条件は合理的とはいえ、条例第16条第4号に該当しないと判断する。また抗議文の内容を考慮すると、既に異議申立人が知っていると推測できるものについては、非開示の条件は合理的とはいえ、条例第16条第4号に該当しないと判断する。

なお、「氏名、所属研究室などを特定できる部分」及び「事情聴取の具体的内容」のうち、「異議申立人からセクハラの手立てと関連しない第三者が特定できる部分」、「事情聴取の具体的内容」、「意見聴取の具体的内容」、並びに「意見書の具体的な内容」部分は、前任主任指導教員及び審査委員と同一に扱うのは相当でなく、当

該関係者の聴取内容を開示しないという条件は合理的であり、条例第16条第4号に該当すると判断する。

「事情聴取の具体的内容」部分のうち、「異議申立人からセクハラの申立てと関連しない第三者が特定できる部分」を除いた部分、及び「委員会の調査内容や調査結果」部分は、条例第16条第7号に該当しないと判断する。

また、「事情聴取の具体的内容」部分のうち、「異議申立人からセクハラの申立てと関連しない第三者が特定できる部分」、「意見聴取の具体的内容」、並びに「意見書の具体的な内容」部分は、開示により、今後の調査の協力が得られなくなるなど、当該委員会の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第16条第7号に該当すると判断する。

- 6 美術研究科拡大博士課程委員会議事録は、実施機関の主張は、特段、合理性を欠く処理が行われたものとはいえず、また、本件請求の個人情報が存在することを確信するに足りる事実も見出せなかったため、当該処分は不当であるとは認められないと判断する。